

一般社団法人長崎県トライアスロン協会 会費規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人長崎県トライアスロン協会（以下、県協会という）定款第6条に規定する会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000 円
- (2) 賛助会員 一口 5,000 円
- (3) 登録会員 一般会員 4,000 円
審判限定会員 2,500 円
高校生会員 2,000 円
小中学生会員 400 円

(会費の納期)

第3条 会費の納入は、正会員、賛助会員にあっては、毎年3月末日までに納入しなければならない。登録会員にあっては、登録会員規定による。

(その他)

第4条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議により取り扱うものとする。

附則 この規程は、法人設立の日より、施行する。

この規程は、令和6年9月2日より施行し、2025年度会費より適用する。(第2条変更)